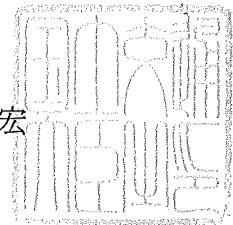




国海員第201号  
平成26年2月18日

交通政策審議会  
会長 浅野 正一郎 殿

国土交通大臣  
太田 昭宏



### 交通政策審議会への諮問について

船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和42年法律第61号）第7条第1項の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第193号  
平成26年度船員災害防止実施計画について

#### 諮問理由

平成26年度船員災害防止実施計画を別紙のとおり作成することについて、  
船員災害防止活動の促進に関する法律第7条第1項の規定に基づき、交通政策  
審議会の意見を聴く必要があるため。

## 平成26年度船員災害防止実施計画(案)

船員災害については、昭和43年度を初年度とする第1次船員災害防止基本計画以降、関係者の努力により、発生件数、発生率ともに大幅に減少しているが、近年はその減少割合が鈍化傾向にある。

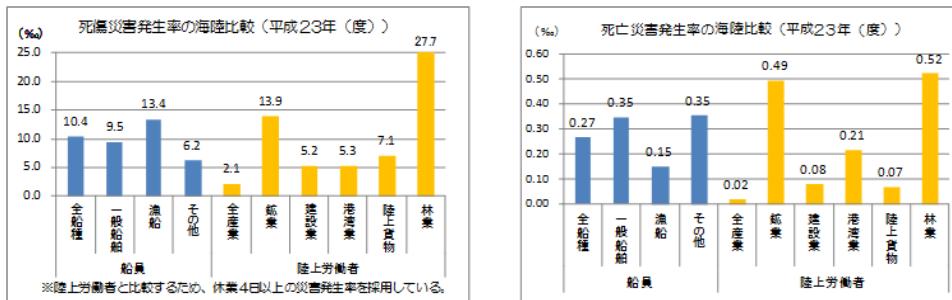
平成24年度の船員災害人数は対前年度比で見ると、死傷災害は動作の反動・無理な動作や飛来・落下の増加等により24人増、疾病はインフルエンザの流行等により52人増となっている。

**平成24年度船員災害発生状況**

	合計	一般船舶			漁船	その他
		計	外航	内航 (大手)		
合計	<b>21.0%</b> [6.6%増] (1,393人[76人増])	20.3% (527人)	17.0% (83人)	24.7% (65人)	20.6% (379人)	25.1% (665人)
死傷 災害	<b>11.0%</b> [4.8%増] (731人[24人増])	8.8% (228人)	3.9% (19人)	14.4% (38人)	9.3% (171人)	15.3% (407人)
疾病	<b>10.0%</b> [9.9%増] (662人[52人増])	11.5% (299人)	13.1% (64人)	10.2% (27人)	11.3% (208人)	9.7% (258人)

\*「内航(大手)」とは、使用船員100人以上の船舶所有者 ※()内は発生人数、[]内は前年度比

一方、船員災害発生率は、陸上労働者と比較した場合、職務上災害(休業4日以上)、職務上死亡ともに依然として高いものとなっている。



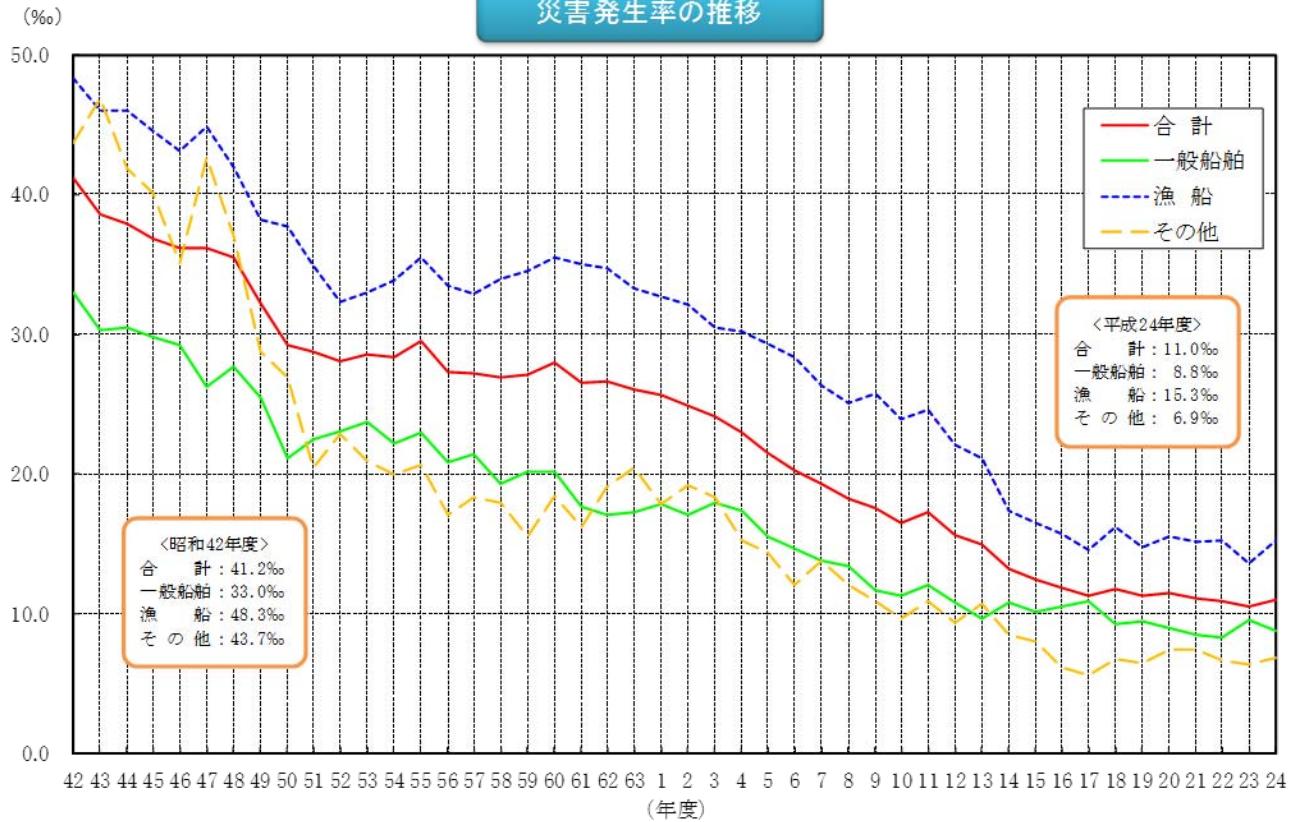
船員災害により船員が休職・離職することは海運業及び漁業にとって人的資源の損失であり、また、船員災害の高い発生率は、若年者が安心して船員という職業を選択できない要因となるものである。

船員労働や船内生活は、長期間にわたって陸上から隔離されるとともに、気象・海象の影響を受けやすく危険と隣り合わせである等厳しい環境下にあるものであり、また、近年の船員不足や高年齢船員の増加等、船員労働を取り巻く状況も依然として改善が見られない。これらに適切に対処し、船員の確保・育成を進め、海運業や漁業の持続的発展を目指すために、引き続き第10次船員災害防止計画(以下「基本計画」という。)に基づく対策のほか、家族も参加する幅広い活動等新たな取組を強力に推進し、安全で魅力ある職場作りが求められている。

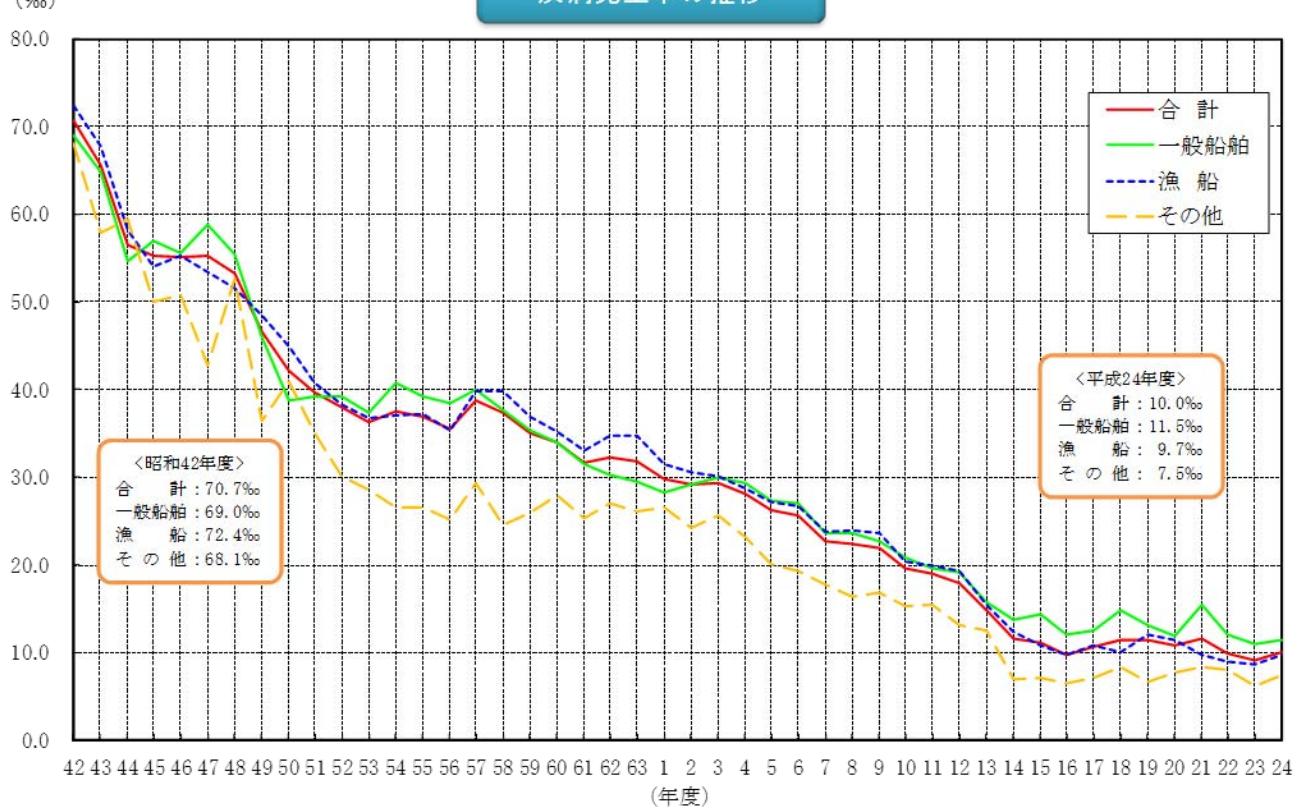
また、平成26年8月5日より、労働条件のグローバルスタンダードとなるILO2006年の海上の労働に関する条約が我が国においても発効する。これを受けた改正船員法が平成24年9月に公布されたところであり、これに対応し、より一層の安全対策を推進することが求められている。

以上を踏まえ、船舶所有者、船員及び国や荷主等の関係者がそれぞれの役割分担の下、一体となって船員災害防止対策を積極的に推進するため、船員災害防止活動の促進に関する法律(昭和42年法律第61号)に基づき、「平成26年度船員災害防止実施計画」(以下「実施計画」という。)を定める。

## 災害発生率の推移



## 疾病発生率の推移



※「一般船舶」は、貨物船・油送船・LPG船・専用船・コンテナ船・旅客船とし、  
「その他」は、官公庁船・曳船・はしけ・起重機船・ガット船・その他の船舶としている。

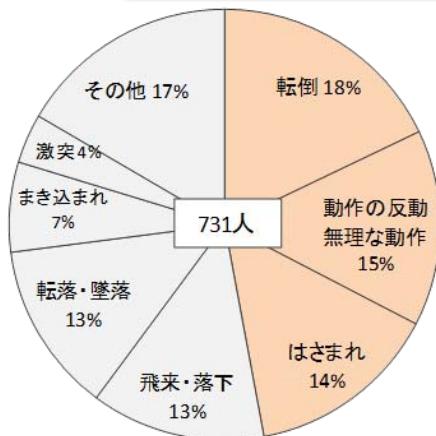
## I 船員災害防止に関する重点を置くべき災害の種類

### 1. 作業時における死傷災害

平成24年度における船員の死傷災害をみると、

- ① 態様別死傷災害は、転倒が18%、動作の反動・無理な動作が15%、はざまれが14%と、この3種類で約半分を占めており、飛来・落下が13%、転落・墜落が13%と続いている。
- ② 作業別死傷災害は、一般船舶では、整備・管理時が36%、出入港時が27%、荷役時が15%となっている。一方、漁船では、漁船特有の作業における災害が、61%（漁ろう時49%、漁獲物取扱時6%、漁具漁網取扱時6%）となっており、次いで整備・管理作業時が17%、出入港時が8%となっている。

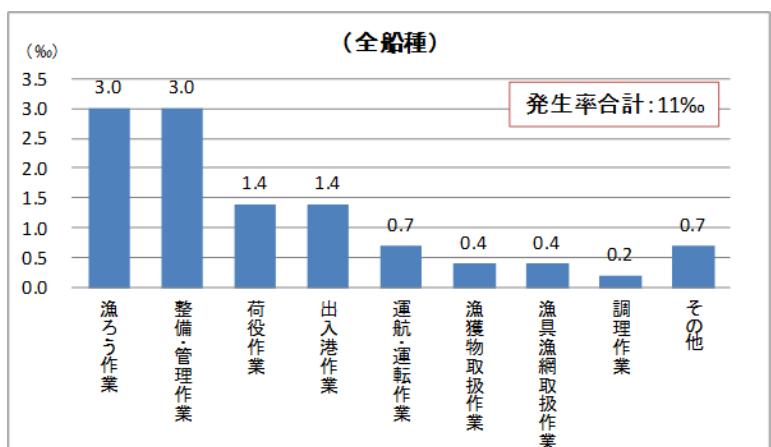
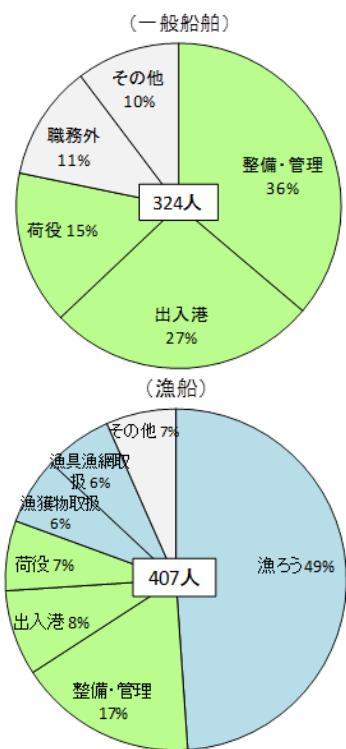
態様別死傷災害発生状況（一般船舶・漁船）



	合計		一般船舶		漁船	
	人数	発生率	人数	発生率	人数	発生率
転倒	134	2.0	56	1.4	78	2.9
動作の反動・無理な動作	109	1.6	62	1.6	47	1.8
はざまれ	105	1.6	48	1.2	57	2.1
飛来・落下	96	1.4	24	0.6	72	2.7
転落・墜落	93	1.4	63	1.6	30	1.1
まき込まれ	49	0.7	10	0.3	39	1.5
激突	28	0.4	10	0.3	18	0.7
海難	24	0.4	4	0.1	20	0.8
切れこすれ	21	0.3	3	0.1	18	0.7
海中転落	20	0.3	11	0.3	9	0.3
激突され	18	0.3	11	0.3	7	0.3
その他	34	0.5	22	0.6	12	0.5
合計	731	11	324	8	407	15

※発生率は、千人率(‰)の値

作業別死傷災害発生状況（一般船舶・漁船）

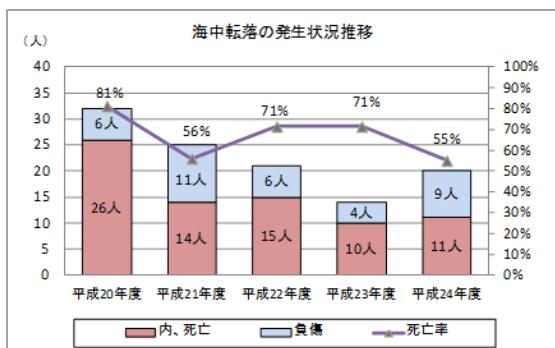


## 2. 死亡・行方不明率の高い災害

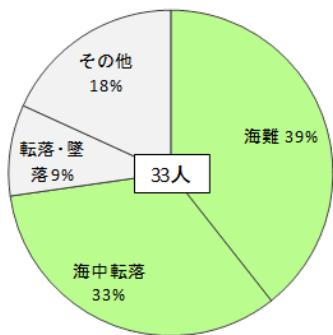
平成24年度において死亡及び行方不明者は33人発生している。災害の種類としては、海難が39%、海中転落が33%となっている。

「海難」による死亡・行方不明者については、宮城県金華山沖で発生したカツオ一本釣り漁船の事故(13人行方不明)によるものである。

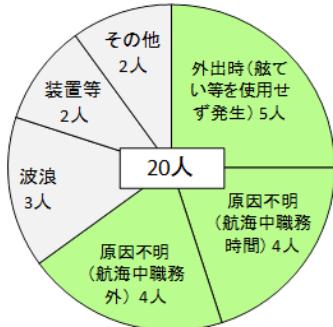
「海中転落」による死傷災害の原因としては、夜間、単独での作業時、上陸後の帰船時等の人が見ていないときに多く発生し、それらの原因不明とされるものが40%と多く、舷てい等の不使用が25%、波浪によるものが15%となっている。



死亡・行方不明となった災害の種類

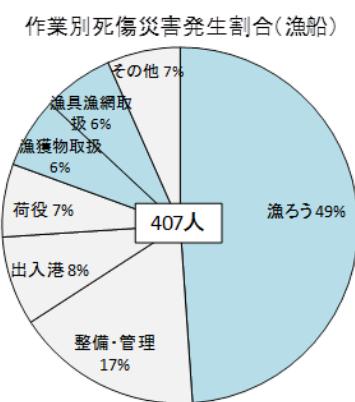


海中転落の起因別



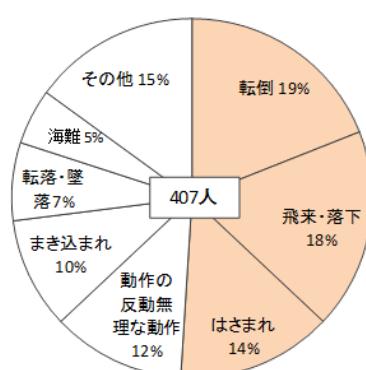
また、海中転落の特徴としては、死亡率が55%と極めて高いことが挙げられる。

## 3. 漁船における死傷災害



漁船における死傷災害のうち、漁ろう作業中に49%が発生している。漁獲物取扱作業、漁具漁網取扱作業を加えると、漁船特有の作業で61%が発生している。

態様別死傷災害発生状況(漁船)

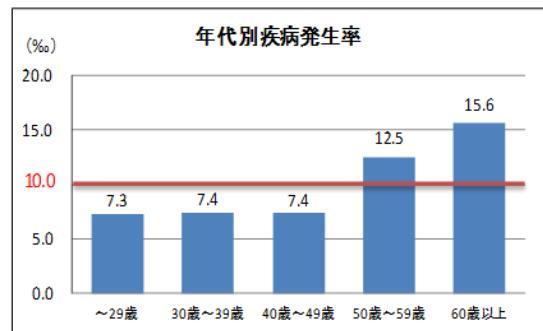
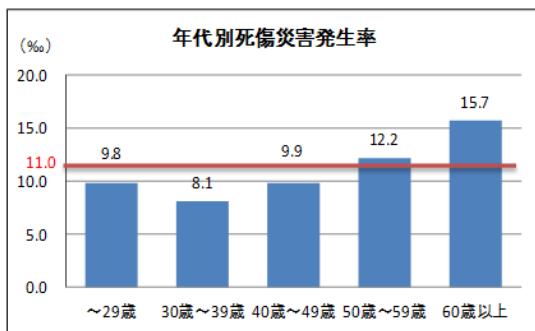


漁船における死傷災害を態様別で見ると、転倒が19%、飛来・落下が18%、はされが14%と続いている。

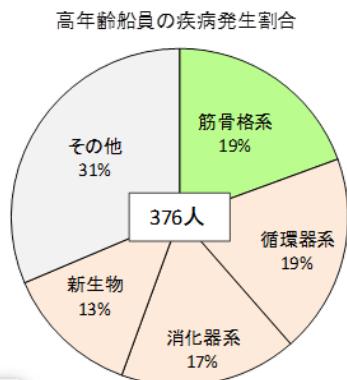
転倒とはされは依然として多く、また24年度は飛来・落下が多く発生した。飛来・落下は漁ろう作業中に特に多く発生している。

#### 4. 高年齢船員の死傷災害・疾病

平成24年度の年代別船員災害発生状況をみると、50歳以上の船員の死傷災害発生率・疾病発生率ともに、依然として他の年代と比べて高くなっている。高年齢船員による災害が多く発生している。

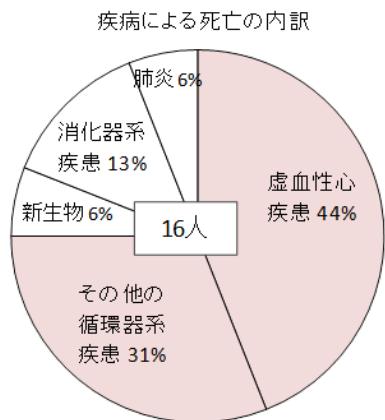


疾病発生割合を見ると、筋骨格系が19%、生活習慣病である循環器系が19%、消化器系が17%、新生物が13%それぞれ発生している。

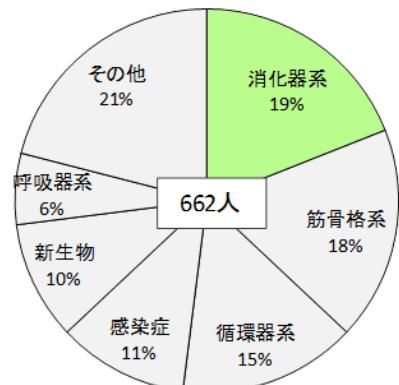


#### 5. 生活習慣病等の疾病

平成24年度における疾病の種類別発生状況をみると、消化器系疾患が19%と最も多く、次いで筋骨格系疾患が18%、循環器系疾患が15%、感染症が11%、新生物が10%と続いている。



#### 疾病の種類別発生状況



また、疾病による死亡の内訳についてみると、循環器系疾患のうち心筋梗塞等の虚血性心疾患が44%、脳梗塞等のその他の循環器系疾患が31%と、全体では75%となっている。

## Ⅱ 船員災害防止のための主要な対策

### [1] 総合的な安全衛生の向上を目指した取組

#### 1. 安全衛生管理体制の整備とその活動の推進

船員災害防止を推進するためには、船内における個別・具体的な対応だけではなく、陸上における船舶所有者や荷主の災害防止に対する意識の高揚、自主的かつ組織的な安全衛生活動の積極的な取組が不可欠である。

また、船舶所有者は船内の安全衛生に関する計画を作成・実施すること及び常時5人以上乗り組む船舶については船内安全衛生委員会を設置する等の船員法令の改正を行い、船員災害防止を目指して取り組むこととした。

自主的かつ組織的な安全衛生活動の実施に当たっては、船内労働安全衛生マネジメントシステムによる安全衛生管理手法を有効に活用するとともに、中小船舶所有者においても、安全衛生管理体制の構築を図ることが重要である。

このため、一般船舶においては荷主、元請オペレーター等を含めた船舶所有者のグループで、漁船においては地域又は業種単位で、船員災害防止のための協議会等(以下「協議会等」という。)を設置し、取組の推進や活動の活性化を図る。

また、船員災害防止の着実な実施に当たっては、船員教育機関における安全・健康教育が重要であるので、引き続きその効果的な実施を行う。

##### (1) 作業基準、安全基準の徹底

例年、転倒・はさまれ・無理な動作・海中転落等の、基本的な作業基準の遵守を怠ったことによる死傷災害が発生している状況にある。このため、船内安全衛生委員会等を活用して、船長、安全担当者、衛生担当者等による管理体制を再点検するとともに、作業前ミーティング等を通じて作業内容等に応じた作業基準、安全基準に基づく手順の確認と、船員一人一人の意識の向上を図る。その際には、船員労働安全衛生規則(昭和39年運輸省令第53号)等を遵守することもより、実施計画における防止対策の徹底に取り組む。

また、陸上の労務管理部門においても、ヒヤリ・ハット事例集の活用や、KYT(危険予知訓練)・KYK(危険予知活動)等の導入を含めたリスク低減対策を推進するとともに、管理・監督者教育、新規雇入した者・転船した者等に対する教育、安全衛生点検方法や作業手順に関する教育等必要な安全衛生教育を実施することにより、作業基準等の遵守の徹底に取り組む。



船内の安全を先取りしよう  
—リスクアセスメントの実務—

## (2) 若年船員に対する安全衛生に係る教育・指導の充実

若年船員(～29歳)については、中堅の船員(30歳～39歳)と比べ災害発生率が相対的に高くなっており、今後熟練した知識・技能を持つベテランの高年齢船員の退職が進むと、若年船員へ安全衛生に関する技能等が十分に継承されず、船員災害が更に増加するおそれがあることから、船舶所有者及び船員が連携して安全文化の伝承を図ることが重要である。

このため、若年船員に対し、乗船前に船内の設備、危険作業についての作業手順、救命設備の使用方法、生活習慣病対策、衛生管理等の健康管理に関する研修の実施等、安全衛生に係る教育を充実する。

また、船内においては、船長を始めとする熟練船員による若年船員に対する積極的な安全衛生に係る指導を推進する。

## (3) 安全衛生パトロールや安全衛生教育等の実施

### ① 団体安全衛生委員会等による活動

団体安全衛生委員会又は協議会等の構成員である船舶所有者(以下「構成員船舶所有者」という。)の安全衛生担当者等からなる安全衛生パトロール班を設け、構成員船舶所有者の船舶等を巡回して安全衛生診断を実施するとともに、問題点については改善を図る。

また、構成員のニーズに応じて、管理・監督者教育、新規雇入した者・転船した者等に対する教育、安全衛生点検方法や作業手順に関する講習、健康管理に関する講習等必要な安全衛生教育を実施する。その際には、船員災害防止協会が行う生存対策講習会、安全衛生講習会等を積極的に活用する。

### 船員災害防止協会が開催する安全衛生講習

船舶火災消火講習会	安全講習会	衛生講習会
生存対策講習会	訪船・安全衛生技術指導	漁船安全衛生講習会

### ② 派遣船員に対する安全衛生教育等の実施

派遣船員に対する安全衛生管理については、派遣元及び派遣先がお互いの安全衛生管理体制を十分に把握し、適切な役割分担と緊密な連携の下に、安全衛生教育の実施、派遣元責任者・派遣先責任者等による定期的な派遣船舶への巡回、点検及び改善その他派遣船員の適切な安全衛生管理体制を確保するために必要な措置を講ずるとともに、船員災害防止協会等が実施する講習会等の積極的な活用に努める。

特に、派遣元は、外国船舶派遣の場合等派遣先により派遣船員の安全衛生の水準が低下することのないよう、船員派遣契約の締結に当たっては、派遣船員に係る適正な安全衛生管理体制の整備に関する措置を定める等により、派遣船員に係る安全衛生の水準を適正に確保する。

## (4) 船内における安全衛生管理体制の構築及び推進

死傷災害の防止に向けた取組の一環として、船内での危険要因の特定・評価(リスクアセスメント)、安全衛生目標や安全衛生計画の作成・実施、効果の確認と更なる改善措置の実施等を継続的に行う船内労働安全衛生マネジメントシステムの導入を推進する。

国は、船内での労働環境の実態や他業種における自主改善活動の取組等について調査を行い、その結果を踏まえて、WIB指導員養成方法等その普及促進方策の検討を行う。

### コラム

#### ○船内向け自主改善活動WIBとは

WIB(Work Improvement on Board)とは、船員本人のチェックリストによる船内点検を通じて、各船員が船内の危険箇所・問題点等を認識し、その対策を講ずるとともに、安全意識の向上を図るもの。



### コラム

#### ○船内安全衛生委員会について

ILO海上労働条約対応の船員法令改正により、平成25年3月より船内安全衛生委員会を設置し、定期的(月1回程度)に開催し、記録を3年間事務所と船内に保管することとなった。

船内安全衛生委員会では、船内の安全衛生に関する担当者が、船内の安全衛生について調査審議し、意見を取りまとめて船舶所有者に通知することが求められる。

##### <船内安全衛生委員会の活用法>

- ・定期的な船内環境の検査結果を踏まえて、改善方法等について話し合う。
  - ◇居住区域内の清掃状況
  - ◇作業区域の整理整頓
  - ◇船内設備の故障箇所
  - ◇食料貯蔵庫・厨房
  - ◇飲用水の管理 等
- ・作業上のヒヤリハットについて、期間を定めて定期的に報告し、作業マニュアルの改善につなげる。
- ・疾病防止対策に、船員災害防止協会がHPで定期的に提供している情報を活用する。



船内安全衛生委員会の開催

## 2. 船内の居住環境・作業環境の整備・改善

### (1) 船内環境の整備・充実

船員の死傷災害・疾病予防を図ることのみならず、安定的に若年船員を確保・育成していくためには、船内における快適な居住環境・作業環境を整備・改善していく必要があることから、船内の作業設備、機械器具、用具等の整理整頓や換気、温度、照明にも注意を払う等作業環境の整備に努めるとともに、居住区域内も常に清潔にし、健康で豊かな食事を提供する等生活環境の改善を推進する。

また、月1回を目処として、定期的に船内の居住環境・作業環境、厨房設備、食糧や水の貯蔵状況及び水の量について検査を行い、記録する。



### (2) 適正な労働時間の遵守及び休息時間の確保

長時間労働、業務の多重化による疲労及びストレスの蓄積等がヒューマンエラーによる海難事故、死傷災害や脳・心臓等の疾病の発生要因となる場合もあることから、海難事故、死傷災害・疾病の発生を予防するため、労働時間規制を遵守し、休息時間を適正に確保する。

### (3) 死傷災害に係るリスク低減対策等

発生した死傷災害については、情報収集や調査分析等を行い、船内作業の設備・機械・器具・用具等の安全基準、照明・温度・騒音・振動等の作業環境、安全衛生点検方法及び作業手順等の作業基準の改善等の再発防止策を策定するとともに、作業に関する安全性の向上について検討を行い、定期的に再発防止策を点検・改善する。



安全衛生チェックリスト



危険予知訓練で安全の先取りを  
—KYTイラスト集—



船内におけるヒヤリハット実例集

また、死傷災害の発生リスクの低減を図るために、船舶所有者が率先して、ヒヤリ・ハット事例の収集・共有やKYT(危険予知訓練)・KYK(危険予知活動)の導入・活用を進めるとともに、作業前ミーティングの確実な実施、安全衛生チェックリストを用いて作業基準、安全基準等を点検・改善する活動を推進する。

これらの活動の円滑な実施のため、船舶所有者等は船員災害防止協会から提供される災害情報、「KYTイラスト集」、「船内におけるヒヤリハット実例集」の効果的な活用を図るとともに、国や船員災害防止協会は、収集・整理したヒヤリハット事例の普及を図る。

## [2] 重点を置くべき災害に対応した取組

### 1. 作業時を中心とした死傷災害防止対策

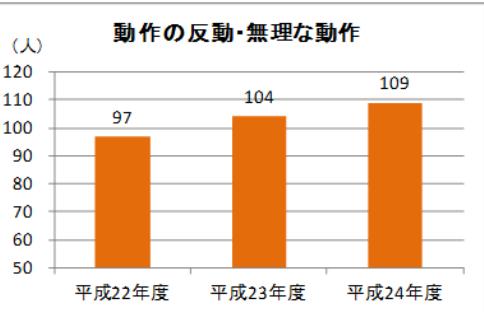
船員の死傷災害では、従来より「転倒」、「はさまれ」が多く発生しており、また、近年は「動作の反動・無理な動作」による災害も増加していることを踏まえ、次に掲げる防止対策に取り組む。

#### (1)「転倒」防止対策

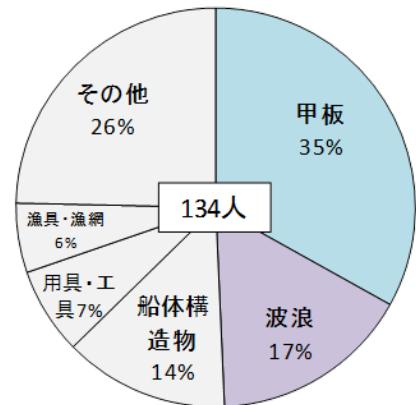
「転倒」による死傷災害を原因別にみると、甲板上の通路、階段等でのつまずき・滑り等により転倒したものが35%、波浪による転倒が17%、タンク・船倉・漁倉等の船体構造物で転倒したものが14%、用具・工具につまずき転倒したものが7%と続いている。

このような状況を踏まえ、「転倒」による死傷災害の防止を図るため、船内設備、作業方法等について再検討し、特に次の防止対策を徹底する。

- ア 甲板及び通路等の水、油等を適宜清掃し、きれいな環境を保つとともに、床面にマットを設置する等滑らない状態に保持する。また、ロープ、ワイヤー等の整理・整頓を励行する。
- イ 階段の昇降に際しては、急な動作を避けるとともに、片手は必ず手すりをつかみ、重くかさばる荷物は一度に運ばない。また、階段には適宜滑り止め、トラマークを施す。
- ウ 出入港作業時、荷役作業時及び船倉内作業時等においては、滑り止めのついた保護靴を使用するとともに、日常の手入れに努める。また、積雪、結氷等気象条件の変化にも注意する。
- エ 作業に際しては、ロープ、ワイヤー等の上に立たない等、常に安全な足場と安定した姿勢を確保する。また、荒天時には特に緊張感を維持して行動する。



起因物別(全船種「転倒」)



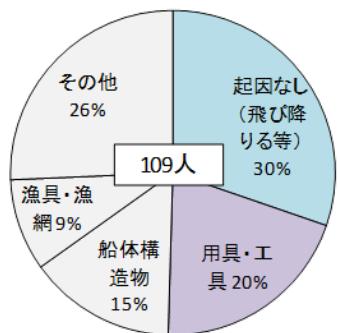
## (2)「動作の反動・無理な動作」防止対策

「動作の反動・無理な動作」による死傷災害を原因別にみると、高所から飛び降りる等によるものが30%、用具・工具を使用する際の無理な動作等によるものが20%と続いている。

このような状況を踏まえ、「動作の反動・無理な動作による」による死傷災害の防止を図るために、作業方法、船内設備等を再検討し、特に次の防止対策を徹底する。

- ア 船と陸の移動の際等に、無理に飛び降りたことによる負傷が目立つため、移動の際はタップ、はしご等を使用して不用意に飛び降りないように徹底する。
- イ 工具や用具を使用するときは、サイズや使用目的にあったものを使用する。
- ウ 重量物を運ぶ必要があるときは、複数人で持つ、機材を使用する等、身体の負荷を考慮して無理をしないようにする。
- エ 急な動作をしなくても良いように、時間的、作業的に余裕を持った行動をするように心がける。

起因別(全船種「動作の反動・無理な動作」)



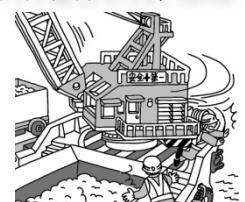
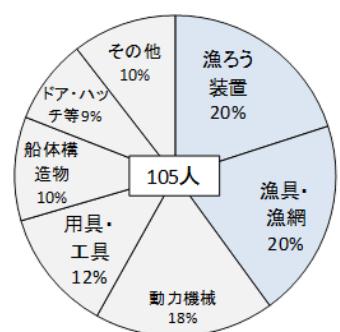
## (3)「はまれ」防止対策

「はまれ」による死傷災害を原因別にみると、漁ろう装置と漁具・漁網にはさまれたものがそれぞれ20%、甲板装置や機関装置等動力機械にはさまれたものが18%と続いている。

このような状況を踏まえ、「はまれ」による死傷災害の防止を図るために、作業方法、船内設備等を再検討し、特に次の防止対策を徹底する。

- ア 機械又は動力伝導装置等の運動部分には、覆い等を設けるとともに、接触のおそれのある場所にはむやみに立ち入らない。また、動力機関等の修理作業等を行う場合には、修理部分等を動力源から遮断する等適切な安全措置を講ずる。
- イ 索具又は荷役装置等の振れ回りによる危害を受けるおそれのある場所には、むやみに立ち入らない。また、ドア・ハッチ等は船体の動搖等により動かないよう固定する。
- ウ 同時に複数の者が作業を行う場合には、合団の励行を徹底する等、十分な連携を図る。また、荒天時には特に緊張感を維持して行動する。
- エ 「はまれ」の原因として、特に不注意が目立つことから、作業等に当たっては「慣れ」を排し、常に安全意識を維持するよう安全教育等を通じて乗組員全員に徹底する。

起因物別(全船種「はまれ」)



## 2. 海中転落・海難による死亡災害防止対策

海難による死亡災害を防止するため、運輸安全マネジメント評価による安全管理体制の構築や重大事故発生時の再発防止対策、船舶自動識別装置等の航行支援装置の導入を推進するとともに、ソフト・ハードを総合した効果的な海難防止対策を推進する。

また、海中転落による死傷災害の防止を図るため、関係者の連携により、船内設備の見直し、作業方法等の再検討、作業前ミーティングによる安全確認の徹底及び事故につながりかねない状況が生じた場合における問題点の把握と対策の実施に努めるほか、保護具の着用、舷門の整備、海中転落時の救助方法について関係者による創意工夫を推進するとともに、特に次の防止対策を徹底する。



### コラム

#### ○船舶事故ハザードマップ

「船舶事故ハザードマップ」とは、運輸安全委員会が、身近な漁港や漁場で起こった船舶事故等の教訓を再発防止に活用するため、その発生場所を検索し、地図に重ね合わせて視覚的に分かりやすく見ることができるサービスとして、平成25年5月末から提供しているものです。

「船舶事故ハザードマップ」 <http://jtsb.mlit.go.jp/hazardmap/>

### (1) 作業用救命衣等の保護具の使用等

ア 海中転落のおそれのある作業においては、当該作業の内容に応じ、命綱や安全ベルトを使用させるか、又は作業用救命衣を着用させる。

特に、漁ろう作業等甲板上における作業では、必ず作業用救命衣を着用させることとし、荒天時ややむを得ず舷外に乗り出すときは命綱を使用させる。

イ 船員災害防止協会においては、作業用救命衣等の保護具について、船員災害防止大会等において展示を行う。また、漁種・作業形態に応じた適切な保護具に係る相談を実施するほか、ホームページ等を通じて新製品等の周知を行う。

ウ 国においては、他機関等と連携して、作業用救命衣の着用推進に向けた周知啓発活動を実施する。



## (2)乗下船時等における海中転落の防止

- ア 作業時間の内外を問わず船外との通行の安全を図るため、乗下船時には舷てい又は手すり及び踏みさんを施した適切な歩み板の使用を厳守するとともに、潮位又は喫水の増減、船体の動搖等で舷てい又は歩み板が不安定な状態にならないよう確実に取り付け、夜間には十分な照明を施す。また、舷てい又は歩み板は、乗下船の安全を確保できる丈夫な構造のものとするとともに、定期的に点検・整備し、損傷、変形又は腐食等があれば改善する。
- イ 飲酒等が原因の海中転落が多いことから、常に海上では危険と隣り合わせにあるということを再認識し、飲酒した場合の単独行動を慎むほか、乗下船時には同僚に声をかける等最大限の注意を払うよう安全教育等を通じて乗組員全員に徹底する。
- ウ スリップウェイ、魚とりこみ舷門等の海中転落のおそれがある場所は、使用時を除きチェーン、安全ネット、仕切板等で閉鎖する。

## (3)波浪に係る海中転落の防止

- ア 上甲板に波浪が打ち込むような荒天時には、貨物の固縛作業等のやむを得ない作業を除いて甲板上の作業は行わない。
- イ 波浪の大きいときは看視員を配置し、波浪の打ち込み、船体の大きな動搖等作業に危険を及ぼす状態について警告等を行う。
- ウ 漁船の場合、漁獲量を重視して無理な操業をしてしまうことが考えられるため、操業海域を同じくする船舶所有者又は漁業協同組合等で荒天時における漁ろう作業の取りやめ等についての安全基準や、同一海域等で操業している船舶間で操業中止について互いに相談するシステムを設ける等、自主的な安全対策を促進する。

## (4)海中転落に備えた対策

- ア 安全ネットの使用を励行するとともに、海中転落のおそれのある場所の付近には、救命浮環等救命器具を直ちに使用できるよう配置しておく。
- イ 停泊中は、船体の前後に呼び笛と木づちを付けた救命浮環を水面までつるす等の措置を講ずる。また、万一の海中転落の場合に備えて、呼び笛を常に身につける等の防衛策に努める。
- ウ 海中転落者を迅速に救助することができるよう、ウイリアムソンターン等の操船術や海中転落者の取り込み方法、緊急時連絡体制の確認等を含む海中転落救助訓練を行う。

## (5)生存対策講習会～生き抜くために～

海中転落・海難が発生した場合においても生き抜くための知識を身に付けるため、操練の実施や船員災害防止協会が実施する生存対策講習会の受講等を積極的に推進する。

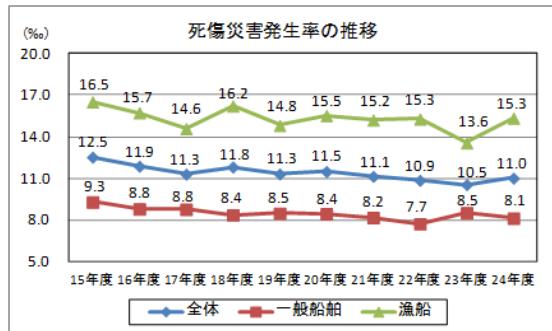
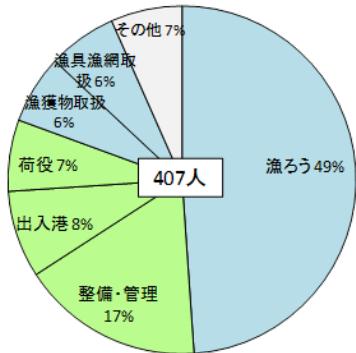


生存対策講習会

### 3. 漁船における死傷災害防止対策

漁船(15.3‰)は、一般船舶(8.1‰)と比べて約1.9倍とその死傷災害発生率が高くなっている。

作業別死傷災害発生割合(漁船)



漁船における死傷災害は、漁ろう作業中のものが約半数(49%)を占めている。

#### (1) 漁ろう作業時の災害防止対策

漁船における死傷災害のうち、漁ろう作業中に多くの災害が発生していることを踏まえ、次の防止対策に取り組むものとする。

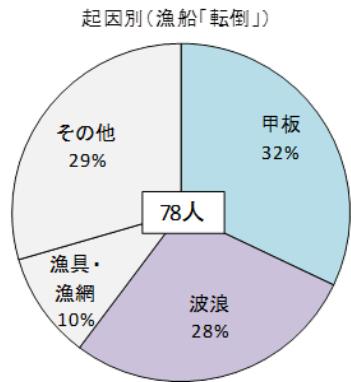
- ア 漁具・漁網等を海中へ投下し、または海中から引き上げる場合には、漁具・漁網等をまたいだり、不必要に触れることを避け、走行中の漁具・漁網等がからんだ場合には、装置を停止する等安全な状態を確保してから作業を行う。
- イ 漁ろう作業に従事する者の服装は、袖口、上衣のすそ等を締め付ける等まき込まれるおそれがないものとし、適切な保護具を着用するものとする。また、作業に従事しない者はむやみに近寄らない。
- ウ 漁ろう装置等は、定期的な点検を行い、不具合があれば早めの補修と改善を行う。
- エ ベテランの漁船員による業務内容や安全意識等の教育指導を徹底する。
- オ 特に飛来・落下が漁ろう作業中に多く発生していることから、ワイヤー・ロープ等に不必要に近づかないようにする。ワイヤー・ロープ等の近くで作業をする際にはその動きに注意を払う。



## (2)「転倒」防止対策

漁船における「転倒」による死傷災害を原因別にみると、甲板上で、魚の血のり、床面の滑りにより足を取られて転倒したものが32%、波浪により転倒したものが28%、漁具・漁網に足を取られて転倒したものが10%と続いている。

このような状況を踏まえ、その防止を図るため、船内設備、作業方法等について再検討し、特に次の防止対策を徹底する。



ア 甲板及び通路等の水、魚の血のり・うろこ等を適宜清掃し、また、床面にマットを設置する等滑らない状態に保持し、滑りやすい状況にある通路等には転倒防止用ロープを張る等の措置を講ずる。

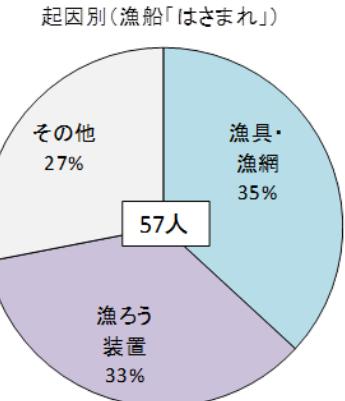
イ 漁具・漁網等の整理・整頓を励行するとともに、突起物へのトラマークの表示及び被覆等必要な措置を講ずる。また、漁ろう作業等に際しては、滑り止めのついた長靴等を使用する。

ウ 上甲板に波浪が打ち込む場合や波浪が打ち込まなくても船体の動搖が激しい場合は、やむを得ない作業を除いて甲板上の作業を中止する等状況に応じた措置を講ずる。

## (3)「はまれ」防止対策

「はまれ」による死傷災害を原因別にみると、漁具・漁網にはさまれたものが35%、漁ろう装置にはさまれたものが33%と続いている。

このような状況を踏まえ、その防止を図るため、船内設備、作業方法等について再検討し、特に次の防止対策を徹底する。



ア 作業開始前には、漁ろう装置等の点検を行うとともに、動力伝導装置等の運動部分には覆い等を設ける等必要な措置を講ずる。

イ 漁具・漁網の取扱いに際しては、指や手をはまれないよう細心の注意を払うとともに、走行中の漁具・漁網がからんだりした場合は、機械を停止する等安全な状態となったことを確認してから作業を行う。

## 4. 高年齢船員の死傷災害・疾病対策

50歳以上の高年齢船員は、死傷災害、疾病ともにその発生率が他年代と比較して高くなっていることから、その傾向を踏まえた対策が必要である。

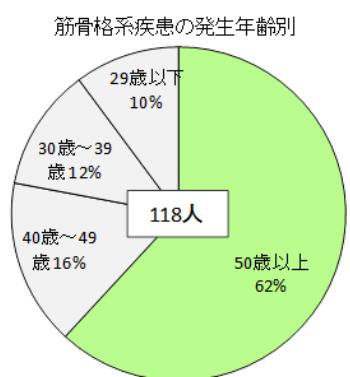
### (1)死傷災害防止対策

高年齢船員による被災原因としては、「慣れ」からくる油断、高齢化に伴う筋力、敏しよう性、平衡感覚等の運動機能や視覚、触覚等の知覚機能等が低下し、結果として適切な動作を得ることができず被災することが考えられることから、特に次の防止対策を徹底する必要がある。

- ア 高年齢船員が自らの体力等を適切に把握し、かつ、自己を過信せず、慣れた作業も初心に立ち返り作業にあたる。
- イ 乗組員の良好なチームワークを確保するため、作業手順及び作業配置を明確にし、指揮者の下で互いに協力する意思の醸成を図り、意思の伝達や合図は特に大きな動作をする等明瞭、明解な方法を用いて連絡する。
- ウ 甲板及び階段等に適宜滑り止め等を施し、更に必要な箇所の照明を明るくする等船内環境の整備に努める。

### (2)疾病防止対策

筋骨格系の疾患については、高年齢船員が62%を占め、また、椎間板障害及び腰痛等が大半であるため、作業前の準備運動を実施するほか、中腰・前屈み等の姿勢を避けること、作業場所に適切な照明や滑り止めの設置すること等の対策について徹底する。



## 5. 生活習慣病等の疾病防止対策

生活習慣病(糖尿病、心疾患、悪性新生物等)については、平成24年度の船員の疾病による死亡原因の81%と大半を占めている。また、ノロウィルスを始めとする感染症については、一度発生したら船内で急速に広がるおそれがある。これらの疾病に対応するために、船員は日頃からの健康管理を、また、船舶所有者は船員の健康状態の把握に努め、的確な予防対策を推進するほか、次の疾病予防対策及び健康増進対策を推進する。

また、国及び船員災害防止協会は、船員等が疾病予防や健康増進について的確な情報を入手し、自らの対策に活用することができるよう、予防対策、メンタルヘルスケア等について、船員行政ニュース、ホームページ等により情報提供を行う。

### コラム

#### ○船員保険出前健康講座

全国健康保険協会船員保険部では、職場の健康管理意識の向上のため、各種研修会(原則30名以上)に保健師等の講師を派遣して、健康管理意識の向上のための講習を実施しています。

##### ○講習の内容

- ・メタボリックシンドローム
- ・糖尿病・高血圧症・脂質異常症
- ・たばこと慢性肺疾患
- ・生活習慣病予防の食事
- ・適正体重を知ろう
- 等

##### ○お問い合わせ先

全国健康保険協会船員保険部 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/senpo>

### (1) 生活習慣病の予防対策

生活習慣病、メタボリックシンドロームを中心とした健康教育の徹底、健康診断の定期的・継続的な受診及びメンタルヘルスも含めた健康相談、保健指導等の利用を促進するとともに、健康検査の結果や船員の健康状態を継続的かつ適切に把握し、作業環境の整備や適正配置を行う等の健康管理対策を推進する。

メタボリックシンドロームの抑制を図り、生活習慣病を予防するためには、高年齢船員のみならず、年代を問わず船員一人一人が早期診断・早期発見・早期治療といった検査や治療のほか、食生活の改善、適度な運動、飲酒・喫煙の節制等日常的な生活における対策に取り組むことが重要であり、船舶所有者においても教育や情報提供等を通じてその取組を支援する。

### コラム

#### ○現在の肥満度をチェックしよう。(B M I 計算)

$$\text{B M I} = \frac{\text{体重(Kg)}}{\text{身長(m)}} \times \frac{1}{\text{身長(m)}}$$

ここで、B M I が「18.5未満」・・・低体重

「18.5以上25未満」・・・標準体重

「25以上」・・・肥満

※肥満となった人は、日頃の生活習慣を見直してみましょう。

食生活の改善については、船員災害防止協会が作成した「船内の食事管理」、「船でつくる四季のメニュー(あなたの健康をまもるために)」、「からだにやさしい健康レシピ－生活習慣病・メタボ対策－」や、厚生労働省が作成した「食事バランスガイド」の活用等により栄養管理に配慮したものとなるよう、船内で調理作業に従事する者に対する教育等を実施する。



和英対訳  
船内の食事管理



からだにやさしい健康レシピ  
－生活習慣病・メタボ対策－



厚生労働省  
「食事バランスガイド」

訪船診療、巡回検診車等の積極的な利用を図るほか、体育・レクリエーション活動の実施、船内コミュニケーションの円滑化等、快適な船内生活環境の形成のために必要な措置を図る。

## (2) インフルエンザ、ノロウイルス等の感染症予防対策

インフルエンザに関する正しい知識と最新の動向を把握するとともに、厚生労働省のホームページや外航船員医療事業団「新型インフルエンザと緊急対応ガイドライン」等を活用して感染予防に必要な注意事項に関する教育、うがい・手洗い・アルコール消毒等の感染予防対策を徹底する。

また、インフルエンザの予防に効果的な予防接種についても積極的に受けるようにする。

ノロウイルスについては、汚染された食品又は感染者から感染するため、十分な加熱処理、調理器具の消毒、うがいや手洗いの励行、罹患者の排泄物及び嘔吐物の適切な処理等の予防対策を徹底する。

このほかの感染症についても正しい知識と最新の動向を把握するとともに、それぞれの感染症に応じた感染予防対策を徹底する。



新型インフルエンザと  
緊急対応ガイドライン



### (3)居眠り防止対策

平成16年1月から平成22年3月までに公表された運輸安全委員会の報告では、居眠り船舶事故は船舶事故の10%（うち乗揚23%）を占めているほか、単独当直で自動操舵装置を使用し、椅子に座った状態で多く発生しているとされている。

また、発生要因としては、疲労、寝不足、気のゆるみ、薬（風邪薬等眠気を催す薬）の服用等が指摘されている。

そのため、睡眠不足等の体調面、眠気を催す薬物の服用、睡眠時無呼吸症候群（SAS）等睡眠障害の疾病等について、船員本人のみならず、船舶所有者はその健康状態を把握し適切な対策を講ずる。

また、SASの原因としては肥満等があげられることから、適切な食事管理、適度な運動、飲酒の節制、禁煙等の生活習慣病対策に取り組むほか、SASの疑いがある場合については専門医の診療を受ける等の適切な措置を図る。

（参考）船員災害防止協会「睡眠時無呼吸症候群解説資料」

[http://www.sensaibo.or.jp/CL04/47\\_S1.pdf](http://www.sensaibo.or.jp/CL04/47_S1.pdf)



### (4)熱中症の予防対策

近年の気象状況により増加傾向にある熱中症は、その要因として高温下や高湿度での活動のほか、急な気温変化、休み明けの急な活動等があげられる。

特に暑い日・場所の作業では、自覚症状がなくても水分・塩分を補給するよう心がけて、めまい、失神、頭痛、吐き気、気分が悪くなる等の異常を感じたら無理をせず、管理者に申し出て日陰で休む等の対応をする。



また、睡眠不足や、高血圧・糖尿病等の生活習慣病の者は熱中症になりやすくかつ重症化しやすいため、十分な睡眠を取るとともに、食生活の改善、適度な運動、飲酒・喫煙の節制等を徹底する。

#### (4) その他の健康管理上の取組

船員又は元船員で船内で石綿に関わる作業に従事していた者に対して交付する「船員健康管理手帳」による健康診断を引き続き実施する。



船員健康管理手帳

船員の健康管理の観点から、人間ドック等を活用し、疾病の早期発見・早期治療に努める。長期間陸上の日常生活から隔離されるという海上労働の特殊性から、船員のメンタルヘルスケアに積極的に取り組むとともに、必要に応じて健康相談、保健指導等を実施する。

船員の命を守るとの観点から、心室細動等の発生時に使用されるAED(自動体外式除細動器)の整備・活用を推進する。



### 6. その他の安全衛生対策

#### 外国人船員に係る安全衛生対策の推進

外国人船員との混乗が進展している中で、言葉の違いによる意思伝達や指示の行き違い、あるいは習慣等の相違等に起因する死傷災害を防止するため、外国人船員とのコミュニケーションの充実に努める。

特に、外国人船員に対する船員法等関係法令の周知、安全衛生教育の徹底を図るとともに、外国語による安全作業マニュアルの活用、作業基準の見直し、外国語による危険等に関する標示、レクリエーション設備や相談体制の整備等の安全衛生対策を推進する。



船員安全手帳  
SEAFARER'S SAFETY BOOK



訓練手引書  
SOLAS TRAINING MANUAL



船員労働安全衛生規則(和英対訳)  
Regulations for Labour Safety  
Health of Seafarers

### III その他船員災害の防止に関し重要な事項

#### 1. 船員労働災害防止優良事業者認定制度の推進等

船舶所有者等関係者による船員の労働災害防止に必要な自主的な取組の促進を図るため、引き続き船員労働災害防止優良事業者認定制度の推進を図る。

また、平成26年度より、他社の模範となる先進的で優良な取組を、船員安全取組大賞として選定し公表する。



船員労働災害防止優良事業者  
(平成26年1月現在)



級別	認定事業者数	業種別（内訳）				
		外航	内航	旅客船	漁船	その他
1級	73	1	30	20	0	22
2級	56	1	26	12	0	17

#### 2. 船員労働安全衛生月間の実施

9月1日から30日までを船員労働安全衛生月間として、集中的に船員を始め関係者の安全衛生意識の高揚、災害防止対策の推進等を目指した取組を行う。

また、引き続き船員家族も参加できる講習、「目に、耳に訴える」分かりやすい講習、保護具の展示・相談を実施する。

船員労働安全衛生月間 主な活動実績(平成25年度)	
安全衛生に関する訪船指導	1,654 (隻)
船員災害防止大会等の開催	77 (箇所)
〃 参加人数	4,054 (人)
無料健康相談所の開設	109 (箇所)
〃 受診人数	675 (人)



#### 3. 船員災害防止協会の事業の充実及び効率化

船員災害防止協会は、船員の安全の確保及び船内衛生の向上の意義及び必要性を改めて認識し、常に会員ニーズの把握に努め、積極的に事業を実施する。

また、会員へのホームページや頒布品、季刊誌等による的確な情報の提供や指導助言等を通じて、会員の安全衛生の取組に関する啓蒙・支援等を行い、会員サービスの質的向上を図る。会員の増加に向けた活動に積極的に取り組むとともに、効率的な協会運営に努める。

会員は、協会の本部及び支部とのより密接な関係を構築し、協会活動の事業の活性化を促すことにより、自主的な船員災害防止活動への取組を強化するよう努める。



## IV 船員災害の減少目標

基本計画で定めた船員災害の減少目標を達成するため、基本計画期間中に毎年度同程度減少を目指すこととし、実施計画においては、船員災害の減少目標を死傷災害及び疾病に区分して、次のとおりとする。

### 1. 死傷災害

死傷災害発生率の減少目標は、船種別に次のとおりとする。

#### ○減少率の目標

- 一般船舶 : 3% 減
- 漁 船 : 4% 減
- 全 体 : 3% 減

また、船員災害による死亡及び行方不明者数について、第9次基本計画期間と比べ2割減少させる。

### 2. 疾 病

疾病発生率の目標は、船種別に次のとおりとする。

#### ○減少率の目標

- 一般船舶 : 3% 減
- 漁 船 : 2% 減
- 全 体 : 3% 減

### 基本計画の減少目標

#### ○死傷災害の減少目標

- 一般船舶 : 11% 減
- 漁 船 : 15% 減
- 全 体 : 13% 減

#### ○疾病の減少目標

- 一般船舶 : 12% 減
- 漁 船 : 5% 減
- 全 体 : 10% 減

○船員災害による死亡及び行方不明者数について、2割減少させる。

